資料３

東京都発達障害者支援地域協議会設置要領

２２福保障精第５６２号
平成２２年７月２２日

東京都発達障害者支援体制整備推進事業実施要綱（平成２２年７月６日２２福保障精第３１６号。以下「要綱」という。）の第２の（１）アに基づき設置する東京都発達障害者支援地域協議会（以下「協議会」という。）について、要綱第８の規定に基づき、必要な事項を定める。

１　設置目的

発達障害児（者）の支援について、保健・医療・福祉・教育・就労等、各分野の緊密な連携を図り、各施策を横断的に連絡・調整し、切れ目のない支援を提供する体制を推進することを目的とする。

２　協議会実施事項

（１）区市町村における発達障害児（者）の支援体制整備に関すること。
（２）保健・医療・福祉・教育・就労等、各分野における発達障害児（者）の支援の取組に関すること。
（３）その他必要な事項

３　構成

（１）協議会は、医療関係者、学識経験者、関係団体、区市町村職員及び東京都職員のうちから福祉局長が委嘱する委員をもって構成する。
（２）委員の数は２０名以内とする。
（３）協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
（４）臨時委員は、福祉局長が委嘱する。

４　委員長及び副委員長

（１）協議会には委員長及び副委員長を置く。
（２）委員長は、委員及び臨時委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。
（３）副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時は、その職務を代理する。

５　幹事

運営について補佐をするため、幹事を置くことができる。

６　会議

（１）協議会は、委員長が召集する。

（２）委員長は、必要と認める者の出席を求めることができる。

７　任期

委員及び臨時委員の任期は、委嘱の日から、委嘱の日の属する年度末までとする。

８　会議の公開等

協議会の会議は、原則として公開とする。

９　事務局

協議会の事務局は、福祉局障害者施策推進部療育課に置く。

10　その他

この要領に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会において定める。

附　則

この要領は、平成２２年７月２２日から施行する。

附　則（平成２８年６月２０日２８福保障精第５２０号）

この要領は、平成２８年６月２０日から施行する。

附　則（平成２９年４月１日２８福保障精第１８７７号）

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年６月１４日３０福保障精第４１６号）

この要領は、平成３０年６月１４日から施行する。

附　則（令和６年７月１１日６福祉障精第４８２号）

この要領は、令和６年７月１１日から施行する。

附　則（令和８年６月１９日８福祉障療第３２３号）

この要領は、令和８年４月１日から施行する。